

第10回山口県地震・津波防災対策検討委員会

(3) 日本海沿岸の津波避難対策について (案)

平成27年3月27日 (金)

1 基本的な考え方

- 津波浸水想定は、海岸保全施設等を整備する上で基準となる「比較的発生頻度の高い津波（L1）」ではなく、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波（L2）」を想定し、住民避難を柱としたソフト対策を講じるための基礎資料として作成するものである。
- なお、日本海沿岸で想定した地震は活断層型の地震であり、活断層による地震の発生間隔は、その多くが千年から数千年、あるいはそれ以上とされ、概ね100～150年間隔で繰り返される海溝型の南海トラフ地震とはその切迫性が大きく異なる。
- また、今回の津波浸水想定は、最大の浸水を引き起こす、津波高が最大となる3つの断層モデルを選定して実施したが、日本海沿岸ではこれらの断層以外にも、津波高は低いものの、到達時間が短い津波の発生が想定されていることに留意する必要がある。
- このため、これらの地震・津波がいつ、どこで発生するか分からないものとして備えることが重要となり、県、市町は、住民一人ひとりの迅速かつ主体的な避難を対策の柱として、津波防災意識の醸成や迅速な情報伝達体制の整備、円滑な避難の確保に取り組む必要がある。

2 対策の方向性

（1）津波防災意識の醸成

- 県、市町は、津波に対する住民の意識を高く維持するため、「揺れたらすぐに高い所へ逃げる」という防災意識の醸成や津波避難訓練の実施等に継続的に取り組むことが重要である。
- また、津波は、最高津波水位の到達以前から高い波が押し寄せる場合があることから、県、市町は水位の時系列変化を示したグラフ等を活用し、津波の特性について住民への周知を図る必要がある。

（2）迅速な情報伝達体制の整備

- 県、市町は、住民の避難行動の契機となる避難勧告等の様々な防災情報について、身近なテレビやインターネットなど、あらゆる手段を活用し、迅速かつ確実に伝達できる体制の整備に取り組む必要がある。
- また、住民一人ひとりの迅速かつ主体的な避難につながるよう、携帯電話の緊急速報メールや防災行政無線等から伝達される津波警報及び大津波警報について、日頃から留意するよう周知・啓発を図る必要がある。

(3) 円滑な避難の確保

- 市町は、住民が避難に活用するための津波ハザードマップを作成するとともに、津波ハザードマップへの標高の記載や公共施設等への海拔表示の設置など、住民の主体的な避難に繋がる情報の提供に取り組む必要がある。
- また、市町は、既存の公共施設や民間施設を活用した津波避難ビルの指定など緊急的な避難場所の確保や、自主防災組織等による地域ぐるみの避難体制の整備を図ることも重要である。